

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における令和4年度当初協議について

(別紙)

施設規模	補助者	補助対象施設	スプリンクラー設備等整備		水害対策強化事業		耐震化整備		大規模修繕等		非常用自家発電設備整備		給水設備整備		ブロック塀等改修整備		介護施設等の換気設備の設置事業					
			既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業		認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業(水害対策強化事業分)		高齢者施設等の水害対策強化事業		認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業(耐震化分)		認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業(大規模修繕等分)		認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業(非常用自家発電設備整備事業分)		高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業		高齢者施設等の給水設備整備事業		高齢者施設等の安全対策強化事業		高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業	
			補助率：定額		補助率：定額		補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4		補助率：定額		補助率：定額		補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4		補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4		補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4		補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4		補助率：定額	
補助上限：9,710円/m ² (※1) 補助下限：なし		補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設		補助上限：なし 補助下限：総事業費80万円/施設		補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設 (ただし、非常用自家発電設備整備はなし)		補助上限：なし 補助下限：総事業費500万円 (ただし、燃料タンクを除く)		補助上限：なし 補助下限：総事業費500万円 (ただし、定員29人以下の地域密着型・小規模施設等はなし)		補助上限：なし 補助下限：なし		補助上限：なし 補助下限：なし		補助上限：4,000円/m ² 補助下限：なし (ただし、面積は「居室」部分のみを対象とする)						
定大規模30人以上の施設等	都道府県(指定都市・中核市を含む)	① 特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設(※2)	—	—	○(特養に限る) ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に投分を行うこと。		—	—		○(特養に限る) ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に投分を行うこと。		○(特養に限る) ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に投分を行うこと。		○	○							
		② 経費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型)	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○						
		③ 介護老人保健施設	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○						
		④ 介護医療院	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○						
		⑤ 養護老人ホーム	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○						
		⑥ 有料老人ホーム	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○						
		⑦ 通所介護事業所(※3)	△(※4)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—						
		⑧ ①以外の老人短期入所施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○						
		⑨ 老人福祉センター(特A型・A型・B型)(※2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—						
		⑩ 老人福祉施設付設作業所(※2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—						
		⑪ 老人介護支援センター(在宅介護支援センター)(※2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—						
		⑫ 在宅複合型施設(※2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—						
地域密着型2・9人以下規模の施設等	市区町村(指定都市・中核市を含む)	⑬ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設(※2)	—	—	○(1,540万円)(特養に限る) ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に投分を行うこと。		—	○(1,540万円)(特養に限る) ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に投分を行うこと。		—	○(特養に限る) ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に投分を行うこと。		○	○								
		⑭ 小規模ケアハウス	○	○(1,540万円)	—	—	—	○(1,540万円)	—	—	—	—	—	○	○							
		⑮ 都市型経費老人ホーム	○	○(773万円)	—	—	—	○(773万円)	—	—	—	—	—	○	○							
		⑯ 小規模介護老人保健施設	—	○(1,540万円)	—	—	—	○(1,540万円)	—	—	—	—	—	○	○							
		⑰ 小規模介護医療院	—	○(1,540万円)	—	—	—	○(1,540万円)	—	—	—	—	—	○	○							
		⑱ 小規模養護老人ホーム	—	○(773万円)	—	—	—	○(773万円)	—	—	—	—	—	○	○							
		⑲ 小規模有料老人ホーム	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○							
		⑳ 地域密着型通所介護事業所(※3)	△(※5)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—						
		㉑ 認知症対応型通所介護事業所	△(※5)	○(773万円)	—	—	—	○(773万円)	—	—	—	—	—	—	○	—						
		㉒ ①以外の小規模老人短期入所施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○						
		㉓ 認知症高齢者グループホーム	—	○(773万円)	—	—	—	○(773万円)	—	—	—	—	—	—	○	○						
		㉔ 小規模多機能型居宅介護事業所	○	○(773万円)	—	—	—	○(773万円)	—	—	—	—	—	—	○	○						
		㉕ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	○	○(773万円)	—	—	—	○(773万円)	—	—	—	—	—	—	○	○						
		㉖ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	—	○(773万円)	—	—	—	○(773万円)	—	—	—	—	—	—	○	—						
		㉗ 巡回対応型訪問介護ステーション	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—						
		㉘ 介護予防拠点	—	○(773万円)	—	—	—	○(773万円)	—	—	—	—	—	—	○	—						
		㉙ 地域包括支援センター	—	○(773万円)	—	—	—	○(773万円)	—	—	—	—	—	—	○	—						
		㉚ 生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	○	○(773万円)	—	—	—	○(773万円)	—	—	—	—	—	—	○	○						
㉛ 緊急ショートステイ	—	○(773万円)	—	—	—	○(773万円)	—	—	—	—	—	—	○	—								
㉜ 施設内保育施設	—	○(773万円)	—	—	—	○(773万円)	—	—	—	—	—	—	○	—								

※1 1,000㎡未満の施設が対象。また、別途、ポンプユニットは上限244万円/施設(スプリンクラー整備に伴うものに限る)、自動火災通報装置は108万円/施設(300㎡未満)、火災報知設備は32.5万円が上限額/施設(500㎡未満)がある。

※2 定員規模に関わらない。

※3 通所介護事業所は定員19人以上、地域密着型通所介護事業所は定員18人以下。

※4 宿泊を伴うものうち、都道府県知事が特に必要認めた場合に限る。

※5 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、市町村長が特に必要と認めた施設を含む。

	スプリンクラー設備等整備	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（水害対策強化事業分）	高齢者施設等の水害対策強化事業	耐震化整備	大規模修繕等	非常用自家発電設備整備	給水設備整備	ブロック塀等改修整備	介護施設等の換気設備の設置事業
	既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（水害対策強化事業分）	高齢者施設等の水害対策強化事業	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（耐震化分）	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（大規模修繕等分）	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（非常用自家発電設備整備事業分）	高齢者施設等の給水設備整備事業	高齢者施設等の安全対策強化事業	高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業
	補助率：定額 補助上限：9,710円/㎡（※1） 補助下限：なし	補助率：定額 補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設	補助率：なし 補助上限：なし 補助下限：総事業費80万円/施設	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額
	補助対象事業	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（水害対策強化事業分）	高齢者施設等の水害対策強化事業	耐震化整備 （耐震診断の結果等が判断のおそれがあるとして市区町村長が認めたもの）	大規模修繕等 （補助対象内容は「第2 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業の趣旨について」のとおり）	非常用自家発電設備整備 （燃料タンクを含む） （緊急災害時の自家発電設備の整備に係る）	給水設備整備 （受水槽・地下未利用のための設備）	ブロック塀等改修整備 （安全点検の結果、劣化、崩壊や高さ、傾斜等に問題があるブロック塀等の改修。ブロック塀の安全点検の実施方法は「参考3 社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検について」を参照）	高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業 （補助対象となる換気設備の設置については、換気設備が立地等により、十分な換気が行えない場合に、緊急対応策として有効な換気システムを導入することができる換気設備を設置するもの）
	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（案）	第2の2のイ、第3の2のイ	第3の2のイ	第2の2のイ	第2の2のイ	第3の2のイ	第2の2のウ、第3の2のウ	第2の2の工、第3の2の工	第2の2のホ、第3の2のホ
	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱（案）	5（4）	5（4）	5（2）	5（4）	5（2）	5（2）	5（2）	5（4）

対象経費
別表1、別表2等事業整備計画に基づく事業の施設整備（施設整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認められた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事工のための適切な必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運賃費、印刷製本費及び設計監料等（非常用自家発電設備整備事業については事業費及び施設等の自家発電設備の設置に必要な備品購入費（備品設置に伴う工事費、運賃を含む。）を含む。）をい）をい、その他は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を上限額とする。）

留意事項
共通
ア 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見直し等を行なうこと。その際、各事業の対応部分が重複しないよう留意すること。
イ 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、複合型施設（一つの建物の中に複数の補助対象事業所が設置されている施設）においては、それぞれの補助対象事業・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めること。なお、対象経費の実支出額が複合型施設全体にかかる対象経費の実支出額をそれぞれに施設・事業所の専有面積で按分することにより、施設・事業所ごとの対象経費の実支出額を算出すること。
ウ 過去に（当該施設以外の）補助金等の交付を受けた事業、又は利用の開始した経年について、財産処分（売却等）、廃業等を行う場合、「厚生労働省管内一般社会福祉施設等に関する調査報告書（平成20年11月17日老0417001号厚生労働省総務局長通知）に基づき、手続きに遵順しないようご留意いただきたい。
エ 本事業については、原則、一事業所につき一度限り申請することができるものとする。
オ 協議の採択に当たっては一定程度配分するため、従くしないやむを得ない国民生活の実現を図るための施設・地域に関する国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律第95号）第13条に定める国土強靱化地域計画に記載のある事業は、「防災・減災等事業整備計画（別添1）」及び「整備計画一覧表（別添2）」の「国土強靱化地域計画への記載」欄に「有」の記載をすること（ドロッピングリストの選択）。なお、国土強靱化5か年加速化対策事業（水害対策強化事業、非常用自家発電設備整備事業、給水設備整備事業、ブロック塀等改修整備事業）については、地域計画の策定がない自治体は、原則採択を行わないこととする。

各事業分
ア 既存の小規模高齢者施設のスプリンクラー設備等整備事業を実施するに当たり、申請書による変更であることから、その補助対象面積については算定する必要があるため、「別添4 スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象面積の算定方法について」をよく確認すること。
イ また、協議に際して、各給水設備・非常用自家発電設備等の各部分の面積が算定される場合、その他要件の算定を行うとともに、「算定が異なる交付資料」と合わせて別添3「スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象面積算定シート」に記入の上、2部提出すること。
ア 水害対策強化事業については、補助対象となる水害等の発生が想定される地域にある施設・事業所に限る。該当地域については、別添3を参照することとする。
イ 過去に認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業において、耐震化整備、大規模修繕等、非常用自家発電設備整備事業を実施した施設・事業所でも申請できるものとする。
ウ 消防設備等が安全な状態にある場合に有効な事業であること

補助対象外
ア 設計の不備又は工事施工の範囲に超えたもの
イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
ウ 本交付金の他の事業による補助対象となる事業
エ その他、整備事業として適当と認められないもの
オ 協議時点で設計が完了していない有料老人ホーム
カ 別添2-1「整備計画一覧表のうち、年間、月間の両方ともご利用人数実績（宿泊利用者/定員）が5%以下の宿泊を行う介護事業所（地域密着型等）
ア 設計の不備又は工事施工の範囲に超えたもの
イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
ウ 本交付金の他の事業による補助対象となる事業
エ その他、整備事業として適当と認められないもの
オ 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業
ア 設計の不備又は工事施工の範囲に超えたもの
イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
ウ 本交付金の他の事業による補助対象となる事業
エ その他、整備事業として適当と認められないもの
オ 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業
ア 設計の不備又は工事施工の範囲に超えたもの
イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
ウ 本交付金の他の事業による補助対象となる事業
エ その他、整備事業として適当と認められないもの
オ 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業
ア 設計の不備又は工事施工の範囲に超えたもの
イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
ウ 本交付金の他の事業による補助対象となる事業
エ その他、整備事業として適当と認められないもの
オ 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業

基準単位
次の1つが低いものの数値を基準単位とする。
ア 公的機関（国・都道府県又は市区町村の設置等）の規模
イ 工事請負業者等の民間事業者の規模

提出が必要な添付資料
下記の書類を添付すること。
ア 申請書、協議書、写真集（施設及び設備箇所が分かるもの）
イ 見積書（公的機関（都道府県又は市区町村の設置等）の規模あり）、工事請負業者等の民間事業者）※公的機関の規模の提出が難しい場合には、工事請負業者等の見積書を複数提出すること。

